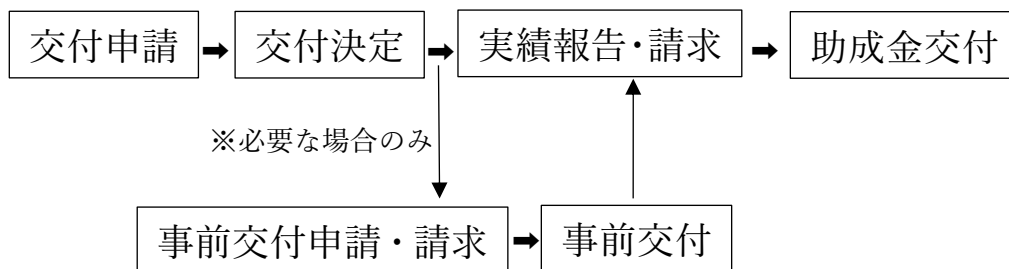


加西市若者・女性起業調査助成金 交付概要

趣 旨	加西市において若者や女性の起業を促進し、市内の産業振興を進めるため、加西市内で新たに事業を起こそうとする全国の若者や女性が市場調査等に必要とする経費の一部または全部について、予算の範囲内で助成金を交付することを目的とする。
各 種 定 義	<p>「若者」 交付申請日時点において、20歳から39歳の者をいう。</p> <p>「起業」 助成金交付時において、下記に該当する場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を営んでいない個人が所得税法第229条に規定する開業の届出により新たに事業を開始する場合 ・事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し事業を開始する場合 ・個人が現在の事業の全部又は一部を継続して操業しつつ新たな事業を開始する場合
交 付 対 象	<p>「業種一覧（交付要綱別表）」に定める業種について加西市で起業を志す若者※又は20歳以上の女性であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①3 姻族 6 親等内の親族に代わる経営者でない者 ②市税及び税外収入金の滞納がない者 ③加西市暴力団排除条例に定める暴力団及び暴力団員、暴力団密接関係者でない者
対 象 経 費	<p>加西市での起業前に必要な市場調査に必要な経費であって、次のいずれかに該当する経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①勉強会や研修会への参加費 ②税務、労務相談費 ③現地調査に関する費用 ④経営コンサルタント等への委託費用 ⑤起業に関するアドバイザーへの謝金等 ⑥その他市長が必要と認めるもの（各種デザイン費等）
助 成 金 額	<p>助成対象経費の総額の10分の10以内とし、限度額を15万円とする。</p> <p>算出した助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする</p>
対 象 期 間	<p>交付決定～翌年3月31日まで</p> <p>書類不備等により交付決定まで2週間ほどかかる場合があります</p>
交 付 申 請 時 提 出 書 類	<p>交付申請にあたり、以下の書類提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①加西市若者・女性起業調査助成金申請書 ②顔写真付きの身分証明書のコピー（運転免許証、マイナンバーカード等） ③市税の滞納がないことの証明書（納税証明書等） <p>※市内居住者は原則省略できます。</p>
活 動 報 告 時	活動終了後、速やかに以下の書類提出をしてください。

提出書類	①加西市若者・女性起業調査報告書 ②加西市若者・女性起業調査助成金請求書 ③振込先通帳のコピー ④領収書のコピー（科目別で整理してください） <u>※交付決定日前の経費は対象となりません。</u> ⑤その他市長が必要と認める書類
事前交付申請	交付決定後、申請者の財政状況を勘案し、調査の実施前に助成金を交付することが適当と認められる場合、事業予算書の範囲内で事前に交付することができます。 事前交付には以下の書類が必要です。 ①加西市若者・女性起業調査助成金事前交付申請書 ②加西市若者・女性起業調査助成金請求書 ③振込先通帳のコピー ※事前交付を受けられた場合、活動報告時における②・③の提出は不要です。

【助成金交付の流れ】



問合せ先
 加西市役所地域部まちづくり課
 TEL：0790-42-8706 FAX:0790-42-8745
 MAIL：machi@city.kasai.lg.jp